

自律移動支援プロジェクト 第2回セキュリティポリシー検討専門委員会  
議事概要（案）

1. 日 時：2006年4月21日(金) 13:30～15:30

2. 場 所：ホテルルポール麹町 マーブル

3. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 議事
  - ①第1回委員会の議事概要
  - ②第2回委員会のポイント
  - ③システムに関するリスクや課題
  - ④現行法における対応
  - ⑤リスク・課題対応の基本的考え方
  - ⑥今後のスケジュールについて
- (4) その他
- (5) 閉会

4. 議 事

(1) システムに関するリスクや課題について

- ・ 現在、抽出されているリスクはシステムの運用段階が中心である。設置・撤去・破棄まで含めたライフサイクル全体で抽出すべき。また運用段階についても平常時のみしか考慮されておらず、災害など非平常時についても考慮すべき。
  - ・ 情報提供者の選択、許可はどうするのか。提供された情報が適正かどうかをどこが審査するのか。また、悪意を持った人はどう排除するのか。
- まだ十分議論していない。道路の情報なら国交省であるが、その他、どの情報を誰が責任を持つのか今のところ決まっていない。ただし、自律移動支援プロジェクトということでは、我々である程度の責任を持つ必要があると思われる。
- ・ 公序良俗に反することは、自律移動支援システムのみならずインターネットにも共通する話であって、他の場でも多く議論されていることであろう。自律移動は実世界と深く関連するところが特徴であり、交通情報など命にかかわるようなことも含まれる。こういうことは、他の情報分野ではあまり扱われていないはずなので、本委員会できよく考えて制度設計しなくてはならないと思う。
  - ・ 提供情報に重みづけすることは可能か。ある人にとって大きなリスクでも他の人にはそうでない場合もある。またリスクにも、例えばICタグが傷つけられた場合、すぐに顕在化するものと起こるかもしれなくなる程度のリスクなどいろいろある。
- 抽出したそれぞれのリスクについて分析し、対策の優先順位などを検討する。リスクの算定は一般的には発生確率と被害規模の積で表す。
- ・ コンテンツ提供者の言葉の意味は重層的である。例えば道路に生じた不具合の情報だと、発見者

が通報し役所が対応を取るという流れになるが、最初の発見者が勘違いあるいは悪意をもって誤情報を持ち込んだ場合、その人はコンテンツ提供者にあたるのかということも問題になる。

- 国家が情報を出すということになれば、対象となる法律に国家賠償法も加わってくる。また、ガイドラインの策定にあたっては、「法的責任が発生することがある」か否かで止まってしまうのではなく、どういう条件を満たせば現行法における法的責任が発生するかという点を詰める必要があると思う。
- 既存法制は、こういうシステムが持ち込まれる前にできあがっている法制なので、このシステムが間違った運用をされたときに生ずる、例えば社会的評価と釣り合っているかどうかが疑問だ。
- こういうシステムを社会に持ち込むことについてのリスクの検討を最初に行う必要があるかもしれない。社会に持ち込む決断をするのに何かが必要と感じている。便利で良さそうだからだけでよいのか。世の中に自動車というシステムが持ち込まれたときは環境問題や交通事故問題など全てのアセスメントは出来ていなかった。このシステムを社会に持ち込むことについてのリスク判断をそもそもできるのか、考えておく必要があるのではないか。
- 長谷川貞夫先生(自律移動支援プロジェクト推進委員会委員:視覚障害者)と三鷹市後藤部長((自律移動支援プロジェクト推進委員会委員:車いす使用者)から意見を頂いてきたので紹介する。  
長谷川貞夫先生: こういうシステムが普及することでマイナス面もある。マイナス面を強調しすぎて社会を進歩させないのも不幸なことであるので、自分としては前向きに進めてまいりたいという気持ちはある。しかし視覚障害であるということにつけ込んで犯罪が起こったり、いじめなどの対象となる場合があるので留意して欲しい。後藤部長: 車いすは公知性のある障害であり、一目で障害が分かるのだが、それでも障害の詳細情報については保護されるべき情報である。前回の委員会の中で利用者の属性に応じた情報提供のためにはなるべく詳しい情報があったほうがよいという意見があったようだが、障害者のプライバシーの保護とぶつかるかもしれない。個人情報保護条例が各自治体で制定されるにあたりバラバラなものにならないよう、本委員会で標準的なものを作って欲しい。
- 聴覚障害者が自動車の接近を知るために、クラクションを鳴らした際、同時に電波でUCに連絡する仕組みがあると良い。しかしその場合、自分が聴覚障害者であるという情報が相手に伝わる恐れがある。聴覚障害者の中にも、伝わった方がいいという意見と伝わって欲しくないという意見の両方がある。技術で選択が可能になるようにして欲しい。
- 個人がどういう属性を持つかが環境に伝わって適切な情報が提供されることで利便性が高まるという面もあるが、上述のようなプライバシーの問題もある。そこで各地で実証実験を行う際は「人にはタグをつけない」というポリシーで行っている。情報のやりとりにあたっては「人が環境を認識する」という方法と「環境が人を認識する」という方法があるが、できるだけ前者を採用する。
- 属性をどうやって外部に伝えるかも工夫次第である。たとえば聴覚障害者が視覚で情報提供を望む際、「自分は聴覚障害である」と通知しなくても「今、情報を視覚で与えて欲しい」と通知すれば同様のサービスが得られる。視覚情報を望む人は例えばヘッドフォンステレオを聴いている人など様々であり、こういう要求の仕方であれば障害の有無は他者には分からない。

## (2) 現行法における対応について

- ・ 今の資料は問題が生じてからの対応が中心である。リスクが顕在化する前の検討も必要。
  - ・ 個人情報を取り扱う主体間相互に個人情報の交換を行う際には、主体や場面によって手続きが異なる。よく整理すべき。情報の取得の際には利用目的の範囲でしか利用できないので、将来的なシステムの汎用性・拡張性といったことも考慮し、なるべく漏れがないよう利用目的を特定しておくことが大切。
  - ・ システムを導入することで差別助長のリスクもある。たとえば指紋認証の仕組みだと指がないと使用できない。ただ、システムに参加して利用する中で、広報活動や社会的にそれが受け入れられる環境を確保する際に、差別助長のリスクの低減をすることができるのではないか。
  - ・ 本来取得を予定していなかった副次的な情報が取得されるリスクについても導入前に検討する必要がある。
  - ・ 法的に対応できない問題としては、情報の照合、すなわちマッチングとリンケージという問題がある。利用目的の範囲内では自由に出来、法的に制限がないのでガイドラインにおける対応になると思われる。
  - ・ タグが物理的に損壊した際、提供情報によって被害規模が異なるので、その背後にあるリスクを考慮した法設計が必要。重要な情報を提供するためのタグを損壊させたら重い罪を問うためには、その要件として重要情報提供のためのタグはしかるべき保護がなされている必要があるだろう。
  - ・ タグは法的にどう扱われるかによって、設置の権限、手続きも変わってくるであろう。壊したときの処罰も異なる。貼りまくったときの制限も変わる。既存の法令でカバーされているのか。
- タグは既存の法ではカバーされていない。法的に道路標識にはあたらない。個別の法整備が必要。
- ・ タグは多目的なので法でどう扱うかは議論が必要。
- 現在の法体系はタグの普及を想定していない。新たな体系作りが必要なのだが、既存の仕組みの中にこのシステムをどう位置づけていくか検討が必要。
- タグの保証をどうしていくかも問題である。公物管理のように国家賠償法の対照となるようなものもあるかもしれないが、ベストエフォート型のサービス提供で利用者とリスクコミュニケーションしながら進めていくやり方もある。

### (3) 課題対応の基本的考え方について

- ・ 自律移動支援プロジェクトをどう組み立てていくかという問題の中に、セキュリティーポリシーの問題が位置づけられる。その中で、現行法と照らし合わせた結果をもとに不都合なところだけをガイドラインで補っていかうという話の進め方だとだんだん話が逆立ちしてくる。ガイドラインはいろんな規律の中のひとつ。法を作るのが面倒だからガイドラインで対応というのではまずい。そもそも立法が必要かガイドラインが必要かといった検討が必要。
- ・ システムの設計にあたっては製造物責任の視点が当てはまる。すなわち設計上、製造上、指示警告上の欠陥に分けて考える必要がある。
- ・ 先ほどタグは現行法上は道路標識にはあたらないといった説明があったが、そこが問題なのではなく、今後道路標識と見なせるように法改正の必要があるのかなどが議論すべき事項である。
- ・ インターネットの普及に際して、当初コンテンツ規制はガイドラインで、その後あるものは立法で対応というプロセスがあった。今回作成のガイドラインもどういう位置づけになるのか走りながら柔軟に考えていくということによいと思う。

- ・ ガイドラインを作る前にポリシーをはっきりさせておかないと、ガイドラインを詳しく作り込んでいくことは難しいのではないかと。ポリシーの例としては、先ほど話にあった、「タグは人につけない」とか「人の属性を渡すのではなく、人が環境を認識する」などであろう。
- ・ その通りだと思う。しかし新技術を導入する際には、完全にポリシーが確立してそこから演繹的に進めるというよりは、並行しながら進めることが多い。
- ・ ガイドラインでいいのか、法整備が必要かという議論は、プロジェクトでどこまで実現したいのかとの関数であると思われる。深いサービスを実現しようと思えばいろんな法整備も必要となってくると思われるが、そこは走りながら考えていくことになるのであろう。

#### (4) 今後の進め方について

- ・ 新しいプロジェクトを進める際には効果を最大に、軋轢を最少にしていかなければならない。この委員会は軋轢を最少とする方向の中で、安全・安心を念頭に置きながら議論をお願いしたい。
- ・ 次回、第3回委員会は夏くらいに開催予定である。日程については後日連絡する。

以 上